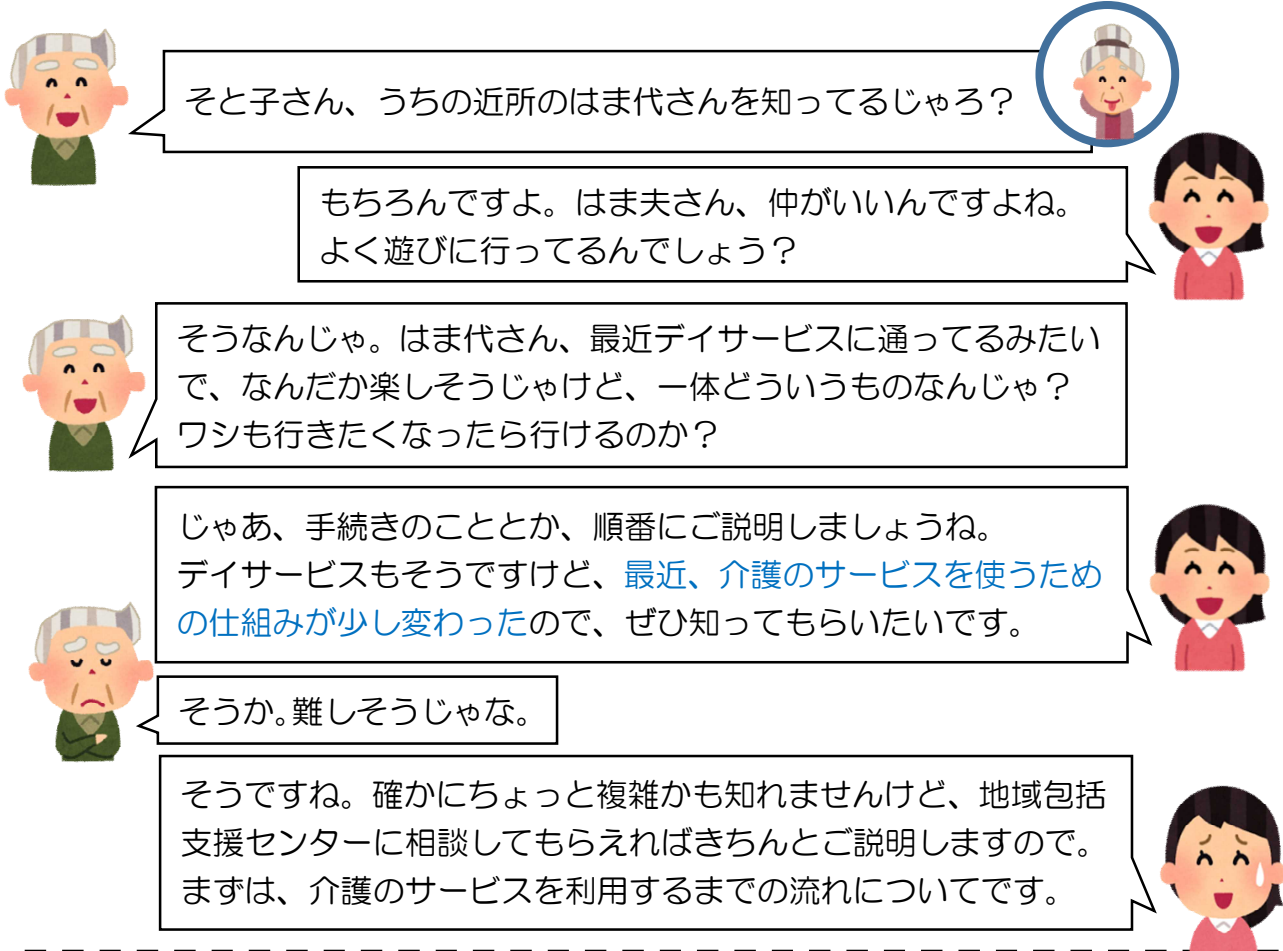
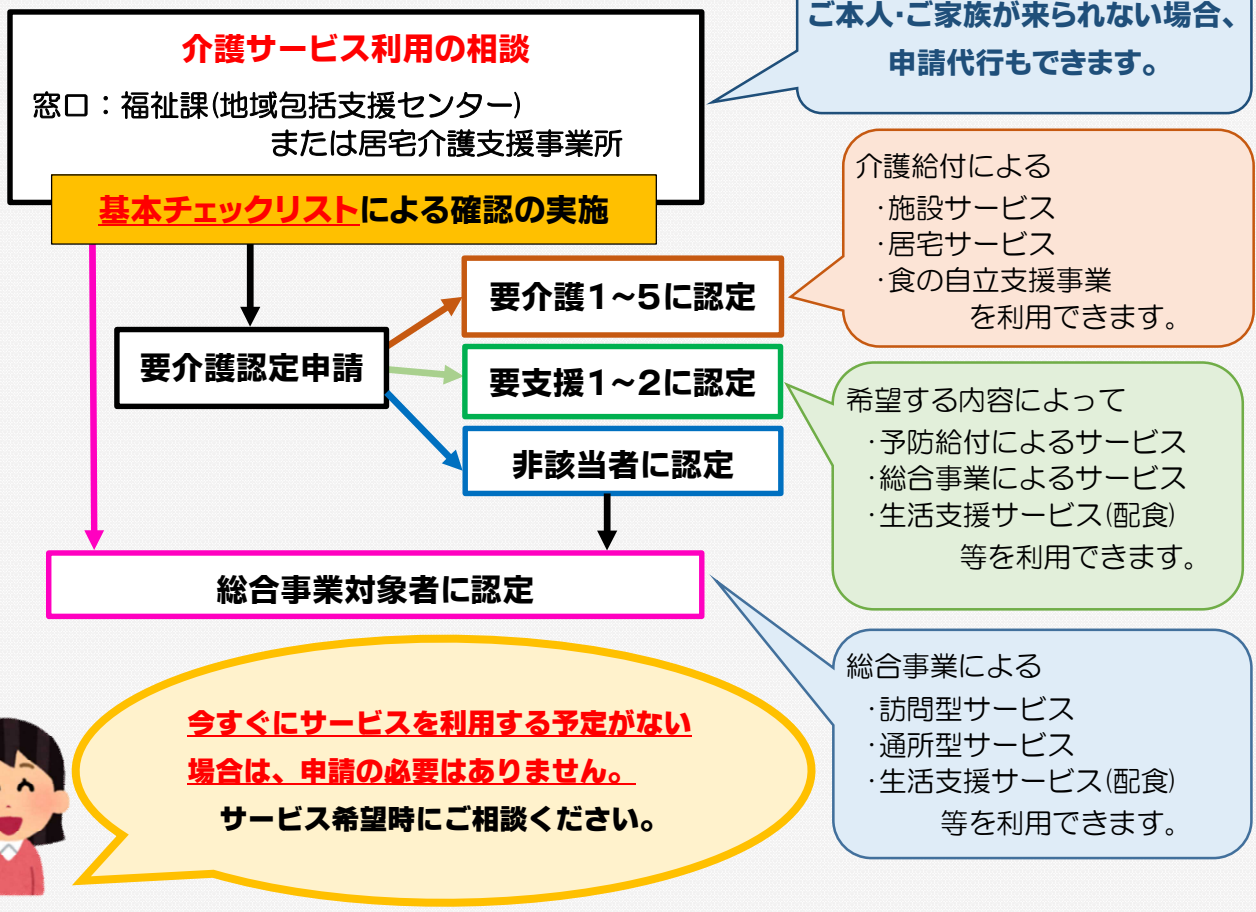


## 9 介護保険サービス及び認知機能と身体機能に応じた支援



### ○介護サービスを利用するまでの流れ



## ①介護保険制度の改正



うーん…。まず、**基本チェックリスト**ってなんじゃ？  
それに、総合事業？初めて聞いたぞ。

はい。**介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から始めました。**  
今までの制度では、どの人も、介護サービスを利用する前に、介護サービスの必要性を判定する必要があったので、要介護認定の申請をして、介護保険証を作っていましたよね。

**新制度では、必ずしも全員が要介護認定を受ける必要はなくなっています。**



じゃあ、どうやってサービスが必要かどうか決めるんだ？

**基本チェックリストによる確認**を行います。

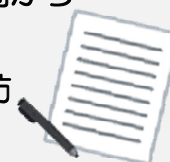
25問の質問からなる基本チェックリストで体や心の状態を確認するんですけど、該当した場合、要介護認定が必要ない人については、**介護予防・日常生活総合事業対象者**の認定を受けることになります。長いので、『総合事業』と略して呼んでいます。総合事業対象者の人のことは、『事業対象者』っていうんですよ。



### 基本チェックリストとは？

厚生労働省が作成したもので、7つの分野(生活全般に関すること・運動・栄養・歯や口・外出・物忘れ・ことに関すること)に関する25問の質問から構成されています。

介護予防が必要な方を発見し、介護が必要な状態になるのを未然に防ぐために活用することを目的に作成されました。



要介護認定が必要ない場合もあるのか？

使いたいときにすぐサービスを受けられるように、とりあえず申請して高齢者全員が保険証を作ったらいいんじゃないのか？

いいえ。それは違います。

サービスが必要になった時の状況によって、必要な介助量は変わってしまう？あらかじめ保険証を作っても、またサービスを利用するその時に、本人に合わせた保険証を作り直すことになる可能性が高いので、いわゆる『**とりあえず申請**』は、あまり意味がありません。

それに、申請は受付順に手続きを進めるので、『**とりあえず申請**』が本当に急いでいる方の手続きを遅らせてしまうこともあります。

その時のご本人の状態に合わせて、総合事業を利用するべきか、要介護認定の申請が必要となるか、お話を伺いながら適切な制度のご案内をしますので、これからは、**サービス利用の気持ちがきちんと固まってから申請していただくことを強くお勧めします。**





そうか。でも手元に保険証がないとなんだか不安じゃのう。

要介護認定を受けた上で保険証を作る場合は1ヶ月くらい時間がかかりますが、必要に応じて結果を待たずにサービス利用を開始することもできますし、総合事業を利用する場合は、申請から数日程度でサービスの利用ができるようになったんですよ。だから、あまり不安に思わなくても大丈夫です。



じゃあ、介護サービスを使いたいときは、**まずは地域包括支援センターに相談して、保険証を作る手続きをするんじゃな。**

### 介護保険被保険者証

### 介護保険負担割合証

そうです。まずは地域包括支援センターに相談して、『総合事業対象者』『要支援』『要介護』いずれかの認定を受けてから、サービスを利用することになります。

上の図が、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証です。認定を受けると、この部分に認定された区分が印刷された新しい保険証が交付されますよ。 サービス利用料は、いずれの区分でも、原則としてサービス費用の1割を負担することになります。 一定以上の所得がある方は、2割負担または3割負担となる場合もあります。

介護保険証と一緒に交付される介護保険負担割合証のこの部分に印刷されているので確認してくださいね。ちなみに、申請しなくても福祉課で調べることができますよ。福祉課の介護保険係にご確認ください。



負担割合は福祉課に聞いたらいいんじゃないな。

じゃあ、次は介護サービスを使う時のことを教えてもらおうかな。

わかりました。ちょうど、はま代さんと会う約束があるので、一緒にお話ししましょうか。

